

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	語学学習システム使用役務	D I H - L G - 2 4 1 0 5 A	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 7年 1月 24日
		改正	令和 8年 1月 26日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	情報本部画像・地理部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部画像・地理部において利用する語学学習システム使用について適用する。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 目的

契約相手方の管理する語学学習システムを使用し、情報本部の英語能力の向上を目的とする。

### 2.2 システム使用に関する具体的要求事項

- a) 英語初級者から上級者までの学習に対応できる。
- b) 学習者が、英語の4技能（読む／聞く／書く／話す）を学習できる。
- c) 契約相手方の提供する無償学習アプリケーション（スマートフォン上で動作）で24時間365日 TOEIC及び業務英語（ビジネス英語）の学習ができる。または、Webでのeラーニングができる。
- d) TOEICの練習問題及び模擬試験が実施できる。
- e) 学習者の英語能力に応じたオンライン英会話レッスン（マンツーマンで24回以上／半年、かつ、各回20分以上）を受けられる。
- f) オンライン英会話レッスンは、ネイティブ講師または日本人講師のいずれかを、使用者が都度選択することができる。また、レッスンは24時間365日受講できる（希望講師の予約が取れない場合を除く）。
- g) オンライン英会話レッスンは、学習者に音声通話料がかからない形態とし（データ通信料は除く。）、アプリケーションを用いたIP通話（LINE通話等）によるものとする。
- h) 契約相手方は、学習者のシステム利用開始に先立ち、システムの使用法・学習法に関するガイダンスを実施する。なお、ガイダンスの形式は問わないものとする。また、利用開始後も、学習者の求めに応じ、適宜、オンラインの学習サポートを提供するものとする。
- i) 契約相手方は、開始月及び最終月に能力判定及び成果確認のための試験を実施して、官側に通報するものとする。
- j) 官側は、受講者の学習履歴、各スキルの評価指標等を含む受講状況及び進捗状況をオンラインで把握することができる。具体的には、受講者とは別に、官側窓口担当者用のアカウントを付与し、閲覧可能にする。

### 2.3 成果測定

学習期間中の開始月及び最終月に成果確認試験を実施し、官側担当者に成績を通知する。

- 3. **使用人数** 調達要領指定書により指定する。
- 4. **使用場所** オンラインとする。
- 5. **システム使用期間** 調達要領指定書により指定する。

## 6. **品質保証**

### 6.1 **監査及び検査**

監督及び検査は支出負担行為担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

## 7. **その他**

### 7.1 **情報の保全**

- a) 契約相手方は、本役務履行上、直接または間接的に知りえた事項について、関係者以外に漏らしてはならない。また、録画データ／音声データの二次利用禁止（契約条項化）を約束すること。
- b) 個人情報保護（日本法）に準拠し、委託先管理（下請含む）を明記すること。

### 7.2 **サポート体制**

法人専任担当者を配置し、受講者・管理者向けのサポートを提供すること。

### 7.3 **仕様書に対する疑義**

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。